

フ
広報

しもつま

Shimotsuma



10
2006
No.606

CONTENTS

- 2 特集 国から地方へ平成19年度分から個人住民税がかわります
- 5 平成18年10月から国民健康保険と老人保健制度の一部がかわります
- 8 お知らせします 下妻市の実質公債費比率
- 10 まちのわだい
- 14 新下妻市の歴史再発見
- 15 博物館収蔵・口頭詩・市民文芸
- 16 河川(砂沼を含む)の水質検査結果を公表します 消費生活ミニ情報
- 17 健康ちょっと一言 教育委員に柴崎清一さんが任命されました
- 18 健康カレンダー
- 19 おめでた・おくやみ編集デスク
- 20 わがやのにんきものさわやかリレー

今月の表紙



宗道小学校の運動会での障害物競走「宗道小ウォーターボーイズ」の1シーン。水しぶきをあげながら必死にすり込んできたところを撮りました。

特集

国から地方へ

三位一体の改革で税源が移されます

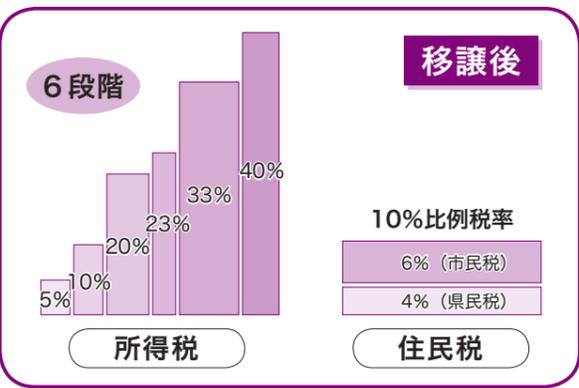
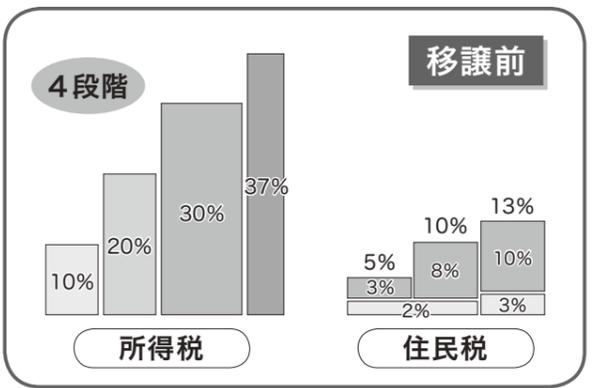
平成19年度分から
個人住民税がかわります

住民税。それは、自分が住んでいる都道府県や市区町村に納める地方税。これが、国の三位一体の改革により、平成19年から大きく変わります。地方でできることは地方に。税源は国へ納める所得税から地方へ納める住民税へ。所得税の税率を引き下げ、住民税の税率を引き上げること、都道府県や市区町村といった地方公共団体が自ら財源を確保し、住民にとって真に必要なサービスを自らの責任で行えるように、税源が国から地方へ移されます。それでは、私たちが納める税金がどう変わるかご紹介します。

平成18年度分まで
例えば、課税所得が300万円の場合の税額
200万円までは税率5% 残りの100万円は税率10%
つまり
 $200万円 \times 5\% + 100万円 \times 10\% = 20万円$

平成19年度分から
例えば、課税所得が300万円の場合の税額
 $300万円 \times 10\% = 30万円$
※実際の税額は、このほかに人的控除の差に応じて減額されます。

Q 税負担はどうなるの
A 国から地方へ税源を移すことで、住民税は増えますが、所得税は減ります
住民税の税率が見直されたことにより、所得税の税率も見直されます。住民税は最低税率が5%から10%に引き上げられ、最高税率が13%から10%に引き下げられるのに対して、所得税は最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます。これにより、地方へ納める住民税は増えますが、国へ納める所得税は減ることになります。



◆独身者の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			⇒	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	124,000	64,500	188,500		62,000	126,500	188,500	0円	
500万円	258,000	163,000	421,000		160,500	260,500	421,000	0円	
700万円	474,000	307,000	781,000		376,500	404,500	781,000	0円	
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000		868,500	650,500	1,519,000	0円	

◆夫婦+子ども2人(1人は特定扶養親族)の場合

給与収入	税源移譲前 (単位:円)			⇒	税源移譲後 (単位:円)			=	負担増減額
	所得税	住民税	合計		所得税	住民税	合計		
300万円	0	9,000	9,000		0	9,000	9,000	0円	
500万円	119,000	76,000	195,000		59,500	135,500	195,000	0円	
700万円	263,000	196,000	459,000		165,500	293,500	459,000	0円	
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000		590,500	539,500	1,130,000	0円	

※一定の社会保険が控除されているものとして計算。

重要

定率減税が廃止になります!

定率減税は、平成11年度に景気対策として導入され、所得税20%、市県民税15%の減税をおこなってきました。しかし、経済状況の変化とともに段階的な見直しがされ、平成18年度は所得税10%(上限12万5千円)、市県民税7.5%(上限2万円)の減税となり、平成19年度からは廃止となります。

平成18年度分まで

課税所得	標準税率
~200万円以下	5%
200万円超~700万円以下	10%
700万円超~	13%

平成19年度分から

課税所得	標準税率
一律 (県民税4%、市民税6%)	10%

農業所得の申告は収支計算で 収支計算の準備は進んでいますか

平成18年分申告から「農業経営のお尋ね」はなくなり、農業所得はすべて収支計算によって申告することとなります。収支計算とは農業収入金額から必要経費等を差し引いて所得を算出する方法であり、書類の保存と記帳が必要となります。

何の準備もしないで収支計算書を作成することは困難です。まず出荷伝票や振込通知書などの収入金額のわかる書類と、納品書・領収書などの支払金額のわかる書類を保存し、それをノートに記録します。そして1年分を費目ごとに分類、集計することにより、収支計算書を作成しましょう。

昨年「農業経営のお尋ね」により申告した方を対象とした収支計算説明会を10月下旬に開催しますので、ぜひ参加してください。



住民税

住民税には均等の額によって納める「均等割」とその人の所得金額によって納める「所得割」があります。通常は、都道府県の税である都道府県民税と市区町村の税である市区町村民税を合わせて「住民税」と呼びます。

国税である所得税は1年間の所得に対してその年に課税されますが、住民税の所得割は前年の所得に対して課税されます。

住民税の徴収は、都道府県民税と市区町村民税を合わせて、市区町村が行っています。

納税方法

・サラリーマン（給与所得者）の場合
1年分を毎年6月から翌年の5月までの12か月に分けて、勤務している会社などが毎月の給与から天引き（特別徴収）しています。給与明細などで確認してみてください。

・年金所得者・事業所得者の場合
市区町村が各個人あてに送付する納付書（普通徴収）で納めます。下妻市では6月、8月、10月翌年の1月の年4回に分けて納付されています。また、納め忘れがなくて安心な口座振替による納税もできます。

主な改正の4つのポイント

ポイント1 高齢者の自己負担割合の見直し

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得（課税所得145万円以上）の方の自己負担割合が、現行2割から3割に引き上げられます。

ポイント2 医療費の自己負担限度額の引き上げ

医療費の自己負担限度額を低所得者に配慮しつつ、総報酬額（賞与を含む）に見合った水準になるよう引き上げられます。

ポイント3 高齢者の食費と居住費負担の見直し

介護保険との負担の均衡を図る観点から、療養病床に入院（長期にわたる療養の入院）する70歳以上の高齢者について、食費・居住費が見直されます。

ポイント4 現金給付（出産育児一時金）の見直し

出産育児一時金が現行30万円から35万円になります。

高齢者で現役並み所得の方の自己負担割合が引き上げられます

70歳以上の高齢者のうち、現役並み所得者（老人保健対象者も含む）の自己負担割合を、現役世代の方と同様の3割負担とします。



※現役並み所得者

同一世帯に課税所得が145万円以上の70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人がいる人にあたります。

ただし、70歳以上の人および老人保健で医療を受ける人の収入の合計が、2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は、「1割」の負担となります。

国民健康保険と 老人保健制度の一部がかわります

平成18年
10月から

今回の改正は、急速に少子高齢化が進んでいくなかで、国民の安心の基盤である「国民皆保険制度」を維持し、将来にわたって持続できる制度にするためのものです。医療給付は年々伸び続けています。そのため、医療給付と国民の負担との均衡を保つ改正が10月からスタートし、国民健康保険と老人保健制度が一部変わることになります。今回はその改正点についてご紹介します。





平成18年9月30日まで
10,000円



平成18年10月1日から
20,000円

高額の治療を長期間継続して行う必要がある疾病の場合、1か月の自己負担額は1万円までとされていますが、慢性腎不全で人工透析を要する70歳未満の上位所得者については、自己負担限度額が1万円から2万円に引き上げられます。

平成18年9月まで(日額)

改正前	食費
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	780円
一般	780円
低所得者II(住民税 非課税世帯)	630円 (入院4か月目以降の月額負担480円)
低所得者I(年金受給額 80万円以下等)	300円
低所得者I(老齢福祉年金受給者)	—



平成18年10月から(日額)

改正後	食費+居住費
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	1,700円
一般	1,700円
低所得者II(住民税 非課税世帯)	970円
低所得者I(年金受給額 80万円以下等)	710円
低所得者I(老齢福祉年金受給者)	300円

10月1日から「出産育児一時金」が現行30万円から35万円になります。

平成18年9月まで
30万円



平成18年10月から
35万円

現金給付(出産育児一時金)の見直しをおこないます



療養病床に入院する高齢者の食費・居住費の負担が見直されます

療養病床に入院する70歳以上の高齢者(長期入院患者)について、食費(食材料費・調理コスト相当・居住費(高熱水費相当)の一部を自己負担することになります。

食費・居住費は介護保険と同額です。

入院医療の必要性の高い患者(人工呼吸器、中心静脈栄養等を要する患者や脊髄損傷(四肢麻痺がみられる状態)、難病等の患者)については現行どおり食費相当のみの負担となります。

今回の改正で、自己負担限度額が一部引き上げられます。

70歳未満の方(金額は1か月あたりの限度額)

平成18年9月まで

改正前	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得670万円以上)	139,800円+(医療費-466,000円)×1% (4回目以降は、77,700円)
一般	72,300円+(医療費-241,000円)×1% (4回目以降は、40,200円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (4回目以降は、24,600円)



平成18年10月から

改正後	自己負担限度額
上位所得者 (基礎控除後の所得600万円以上)	150,000円+(医療費-500,000円)×1% (4回目以降は、83,400円)
一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降は、44,400円)
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 (4回目以降は、24,600円)

70歳以上の方(老人保健対象者も含む・金額は1か月あたりの限度額)

平成18年9月まで

改正前	自己負担限度額		
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	40,200円	72,300円+ (医療費-361,500円)×1% (4回目以降は、40,200円)	
一般	12,000円	40,200円	
低所得者	8,000円	II(住民税非課税)	24,600円
		I(住民税非課税で年金収入80万円以下等)	15,000円



平成18年10月から

改正後	自己負担限度額		
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	
現役並み所得者 (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (4回目以降は、44,400円)	
一般	12,000円	44,400円	
低所得者	8,000円	II(住民税非課税)	24,600円
		I(住民税非課税で年金収入80万円以下等)	15,000円

医療費の自己負担限度額が引き上げられます

医療機関に支払った自己負担額が

高額になった場合、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分は、高額療養費(医療費)として支給されます。

公的年金控除の縮減及び老年者控除の廃止に伴い、新たに現役並み所得者に移行する70歳以上の方は、平成18年8月から2年間、自己負担限度額が「一般」の適用となります。



お知らせします 下妻市の 実質公債費比率

市民のみなさんも、下妻市の実質公債費比率（2005年度）が県内ワースト2位になってきていることは、すでに新聞等でご覧になり、ご存知のみなさんが多いと思います。下妻市の財政状況はどうなっているのだろう、また、実質公債費比率ってなんだらうと、多くの市民のみなさんが、心配や疑問または不安を感じていると思います。今回は、このようなことを、詳しくご紹介します。

下妻市の財政状況はどうなっているの

歳入の状況

下妻市の歳入状況は、長期にわたる景気の低迷による税収の落ち込みや、国庫補助負担金・地方交付税の大幅な削減など、国が進める三位一体の改革の影響により、市の行財政運営はますます厳しさを増しています。市税や地方交付税は最も基幹的な歳入であり、市民のみなさんが、安心して暮らすことができ、住んでよかったと、だれもが実感できる事業を積極的に展開するためにも、安定確保が財政運営の土台であります。しかしながら、市税は13年度の49億7,201万円から減少し、平成17年度決算額では、47億9,421万円となり、1億7,780万円

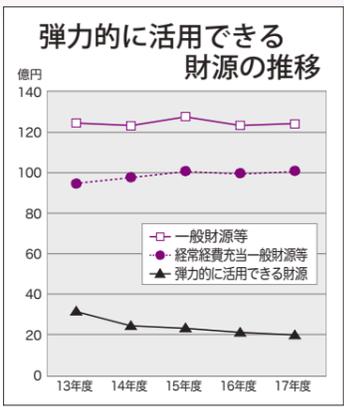
の減額となっています。また、地方交付税（臨時財政対策債含む）も、平成13年度の52億1,653万円から、平成17年度決算では、44億6,505万円まで減額されており、7億5,148万円の減となっています。これからも、国では、地方交付税のさらなる抑制や、国庫補助負担金の削減を進める一方で、地方の徹底的な歳出削減を前提として、税源移譲額を厳しく圧縮するものと思われる、市の基本的な歳入構造は、厳しい状況が続くものと予想されます。また、財源調整などのための基金残高（預金残高）も平成13年には、約31億円あったものが約12億円と大きく取り崩し枯渇状態となっています。

歳出の状況

義務的経費（支出が義務づけられている経費）である人件費（職員の給与など）は、退職者の不補充等により人件費の抑制に努めており大きな変動はありませんでした。しかし、扶助費（児童福祉・老人福祉・生活保護などの経費）は、国の制度の見直し等により増加の一途を辿っており、平成13年度と比較しますと約38.8%増となっています。また、特別会計への繰出金も年々増加し、平成13年度比で28.6%増

財政の硬直化

使途が特定されていない一般財源から経常的な経費に充てる額を差し引いた額は、投資的経費（建設事業の経費など）補助金・積立金などに



弾力的に活用することが可能となります。本市の弾力的に活用できる財源は、平成13年度には約30億円でしたが、平成17年度決算では、約20億円となり10億円も少なく、財政の硬直化が進んでいます。

これからの市の健全財政対策は

歳入は、長引く不況による市税の伸び悩みや国の三位一体の改革による地方交付税等の減により伸びず、歳出は、扶助費や繰出金が増加しています。また、不足財源を基金（預金）で補ってききましたが、その基金も底をついてきている状況です。また、経常的な経費（毎年連続して固定的に支出される経費）に充てる一般財源が増加し、建設事業など投資的経費に充てる一般財源が大きく減額となっており、財政の弾力性は失われていきます。今後、このような状況を打開するため、今年10月に財政健全化検討委員会を設置し、さまざまな意見を集約し、健全財政に向けた具体的な取り組みを実施していきます。

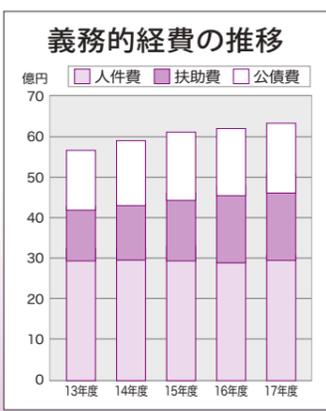
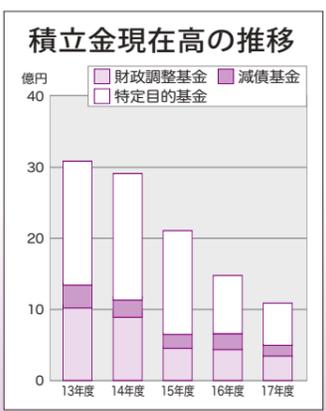
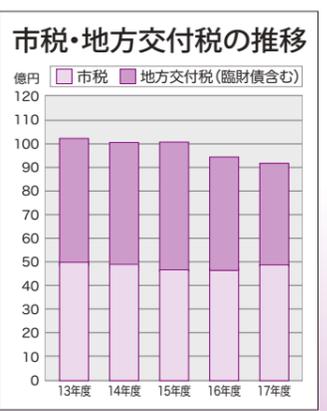
実質公債費比率ってなんだらう

市民のみなさんも新聞等ですでにご存知のとおり地方債（市の借金）

の発行が今までの許可制から協議制に移行し、今年度から、財政の健全化を維持するため起債制限を判断するひとつの財政指標が、起債制限比率に変わり設定された新たな指標が実質公債費比率です。これまでの算定してきた数値に、公営企業債（上下水道事業債）への繰出金や、一部事務組合などに対する負担金のうち公債費（借金の返済額）に係る分や公債費に準ずる債務負担行為（予定されている支出）に係るものが加えられ、この比率が18%を超える団体は、公債費負担適正化計画を策定し、知事の許可を得なければ地方債の発行ができません。また、25%を超える場合は地方債の発行が制限されます。下妻市の今回の比率は、19.3%と県内44市町村のうち水戸市に次ぐ2番目に高い比率になっています。この主な要因は、公営企業債（上下水道事業債）の償還に係る繰出金や葬斎場、ごみ処理施設などの市民生活に必要な施設建設に伴う下妻地方広域事務組合などへの一部事務組合に対する負担金などが新たに算入され、数値の占める割合が大きくなったものです。

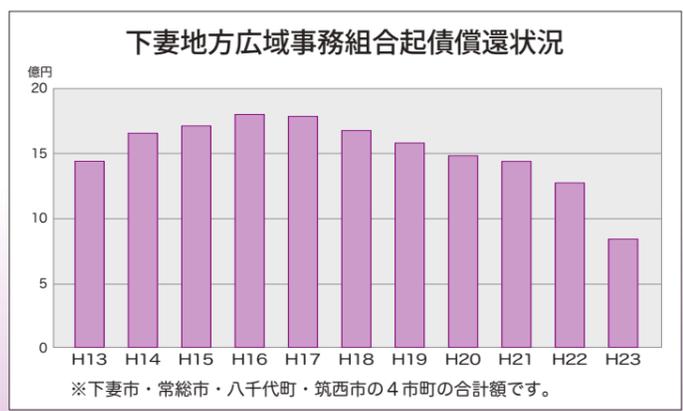
19.3%の比率の内訳は、普通会計分10.2%（従前の計算方法で算出される数値）、公営企業債分2.1%、一部事務組合分6.3%、債務

となっており、特に国民健康保険事業への財政支援や下水道事業また介護保険事業への繰出金の額が市の財政を大きく圧迫しています。



※表・グラフはすべて旧下妻市・旧千代川村の合算した数値です。

負担行為が分0.7%の割合となっております。とくに、一部事務組合に対する負担金が増加した要因ですが、これは、市民生活に必要不可欠なごみ処理施設（クリーンポート・きぬ、クリーンパーク・きぬ）や葬斎場（ヘキサホール・きぬ）またはほつとランド・きぬなどの生活関連施設整備が遅れていたことにより、平成5年度から平成13年度にかけて、整備事業年度が集中し、その時に借入れした地方債の償還額が多額となっているものです。



まちのわだい

市内でおこなわれた各種行事や地域の話など…
みなさんからの情報をお待ちしています。
(秘書課 広報広聴係 内線 1212)

9月28日、「おじいちゃん・おばあちゃんと遊ぼう」と題して、市内の子どもたちやおかあさんたち45名がおじいちゃん・おばあさんたちとの交流会が福祉センター「シルピア」で、おこなわれました。

この交流会は、更生保護女性会のみなさんが中心となり、年々核家族の世帯が増えるなか、おじいちゃんやおばあちゃんとかかわり方などを、歌やゲームをいっしょに楽しみながら、学んで欲しいと毎年おこなわれているものです。

参加された子どもたちが、会員による文化祭の演奏といっしょに歌をうたいながら、おじいちゃん・おば



参加されたみなさんといっしょに歌やゲームを楽しむ

おじいちゃん・おばあちゃんと遊ぼう

下妻市更正保護女性会千代川支部

あちゃんたちの後ろに回り、小さな手で肩を”トン・トン”と叩くと、おじいちゃん・おばあちゃんたちも、ニコニコしながら、気持ち良さそうに目を細めていました。

”家には、おじいちゃんやおばあちゃんがないので、最初は不思議そうに見えていたが、だんだん慣れてくると、温かい手のぬくもりが子どもに伝わり、また、同じ年頃の子どもたちといっしょに遊んでいたが、とても有意義な1日となりました。これからも、元気で過ごしていただき、また、このような機会を設けて欲しいですね。”と参加されたおかあさん。

この下妻市更生保護女性会は、26名の会員で堀口日出子さん(本宗道)が中心となり、母の立場から非行に陥った少年の立ち直りを助け、犯罪や非行のない社会をつくらうとする団体で、さまざまな事業を展開しています。



さまざまなチェックポイントを自転車で真剣にチャレンジ

交通事故から守ろう 大切な命

下妻地区交通安全高齢者自転車競技大会
ドライバリーに”事故ナシ(梨)”

9月12日、下妻地区交通安全協会・下妻警察署の共催により第4回下妻地区交通安全高齢者自転車競技大会が八千代町体育センターを会場におこなわれました。

この大会は、高齢者の自転車事故が多発・増加しているなか、交通安全への関心を高め、交通ルールとマナーをきちんと身につけることを目的に開催されています。

参加されたのは、65歳以上の29名のみなさん。5〜7名でチームをつくって競技をしました。交差点での

場します。

また、秋の全国交通安全運動の初日にあたる9月21日には、JA常総ひかり下妻育苗センター駐車場(数須)において、関係各団体の参加のもと同運動の出陣式がおこなわれました。式の終了後は、道の駅しもつまに移し、下妻第二高等学校の生徒たちや交通安全母の会のみなさんがドライバリーに”事故ナシ(梨)”を手渡しながらか高齢者の事故防

正しい手の合図、横断歩道や踏切の通過、ジグザグ走行など、さまざまなチェックポイントを走りました。

なかでも自転車の安全な運転が評価された下妻東支部チームが優勝することができました。10月27日には、地区代表として、那珂市でおこなわれる県大会に出



事故ナシ(梨)が手渡される

止やシートベルトの着用、飲酒運転の追放などを呼びかけました。みなさんに配られたこの梨は、JA常総ひかり下妻共同選果場のご協力によるものです。

ここ数年、65歳以上の高齢者の交通事故が大変多くなっています。平成17年中の交通事故による県内の高齢者の死者数は130人で、交通事故死者数全体の46・7パーセントにものぼります。特に、交通量が増え、陽が落ちてお互いが見えにくくなる夕暮れ時の事故が多くなっています。高齢者の交通安全を手助けするために、”反射タスキ”や高齢者運転標識”もみじマーク”を市民安全課において無償で配布していますので、事故を防ぐためにも、ぜひお役立てください。

盛大に敬老を祝う

合併後初の敬老福祉大会

9月17日、合併後初の敬老福祉大会が市立総合体育館において、市内の各方面から約1000人が集まり、盛大におこなわれました。

この大会は、今年で37回を迎え、高齢者のみなさんが一堂に会し、9月18日の敬老の日になんで、日ごろ親しんでいる歌や踊りなどを披露し、鑑賞し合い、友達といっしょに楽しみながら、親睦を深めようと毎年おこなわれているものです。持ち歌や踊りなどをステージで披露する

と、大きな拍手が体育館いっぱいに響き渡り、和やかな雰囲気の中盛大におこなわれました。

また、最高齢の市内在住104歳の塚田まつさん(黒駒)に市から記念品が贈呈されました。市では、市内の88歳到達の113名の高齢者や、100歳以上の11名の長寿のみなさんの自宅や施設を市長自ら訪問し、元気な姿を拝見し敬老祝い品などが手渡されるなど、毎年おこなわれているものです。これからも、生きがいを持ち、たくさんの友だちといっしょに、さまざまなことにチャレンジし、多いに楽しんでください。おめでとうございます。



歌に聞き入る参加者のみなさん



最高齢の塚田まつさん



友だちといっしょに踊りを披露

元気いっぱい運動会
市内の各小学校で



手を大きく上げて (大宝小)



早く持って行かなくちゃ (騰波ノ江小)



ソーラン!ソーラン! (騰波ノ江小)



水の中でツルン (宗道小)



きれいに完成しました (宗道小)



やった!1番だ (大宝小)

市内の各小学校では、9月16日・17日に運動会がおこなわれました。台風13号の影響で、天候が危ぶまれましたが朝から快晴となり、秋空の下、朝からとても蒸し暑く、今まで一生懸命練習してきた児童たちは、汗だくになりながら競技に取り組んでいました。

青龍楽校少年団開校式

郷土愛を育みます 自然体験や学習などとおして

9月30日、鬼怒川水辺の楽校 原っぱ広場で、青龍楽校少年団開校式がおこなわれました。

この青龍楽校少年団は、鬼怒川での自然体験・学習をとおして、川や自然とのかかわりについて学び、自分たちの住む地域との関係や郷土愛を誇りとして、守り育てていくことを活動目的とする少年団で、青龍楽校活用委員会が市内の小中学生に呼びかけ設立したものです。

当日参加した52名(申込団員数65名)の少年団員のみなさんは、青龍楽校少年団についての説明を受け、その後、原っぱ広場の清掃作業を全員でおこない、きれいになった。



どこまで飛んてくれるかな?

忙しのお父さん・お母さん。プログラムには小学校1年生や6年生の親子での競技もあり、みんなの笑顔が輝いていました。また、おじいちゃん、おばあちゃんも孫たちが登場すると、目を細めニコニコしながら大きな声援を送り、地区対抗リレーでは自分の地区への応援に声を張り上げて、全員が一体となつての運動会となりました。これを機に、今まで以上に家族や友だち、近所の人たちとの絆が深められたことでしょう。

広場で、ゲームや紙ヒコーキ飛ばしなどを友だちといっしょにおこない、団員たちは、すっかり意気投合し、みんな仲良しになりました。これから3月までいろいろなこと

子どもたちが稲刈りにチャレンジ
ピアスパークしもつま ホタルの里



稲刈りは大変なんだね

ピアスパークしもつま(長塚)のホタルの里で、ボーイスカウト下妻第1団の子どもたちとほたるの里づくり研究会の合同による稲刈りがおこなわれました。今年の5月にみんなで力を合わせ、小さな苗を田んぼ一面に植え、その苗も日差しをいっぱい浴びながらすくすく育ち、穂先にたくさんの実を付け、豊作の秋となった9月24日、それぞれの会員や団員など65名のみなさんが稲刈りに取り組みました。



立派な稲穂だね

まず、最初に鎌の扱い方や、稲を乾燥させるための稲の束づくりなど実践を交えての説明があり、子どもたちは、慣れない手つきで、汗だくになりながら作業に取り組みました。ご苦労さまでした。

技を競うウェイクボード
砂沼広域公園



水しぶきの中でウェイクボード

秋晴れの9月24日、砂沼広域公園(観桜苑・砂沼湖面)において、IWBA(茨城県ウエイクボード協会)

千代川道場、松崎真衣さんが優勝

県スポーツ少年団スポーツ大会

7月23日に、水戸市の茨城県武道館において、県スポーツ少年団スポーツ大会(柔道の部)が開催されました。

各部門で日頃の鍛錬の成果を存分に発揮し、中学生の部2年女子重量級で、松崎真衣さん(東部中)が優勝、加藤木萌子さん(千代川中)が2位に入賞しました。また、男子1年軽量級の部で山下雄大さん(千代川中)が第2位入賞を果たしました。おめでとうございます。



日頃の練習を發揮することができました

新下妻市の歴史再発見

Vol. 10

縄文時代の精神生活

縄文時代の食料獲得は、自然の恵みに全面的に依存していました。また、様々な自然現象や生命の誕生、家族の死などは、縄文人の理解を超えた現象でした。その中で、自然に対する原始的な信仰として様々な形でおこなわれるようになりました。

市内の祭祀具が発見された例を挙げれば、若柳の弥平太遺跡出土の土偶・土版・石棒



弥平太遺跡出土の石棒

は、「市史」や「博物館図録」にも紹介された優品で、弥平太ムラでの祭祀を物語る貴重な資料です。

村岡の本田屋敷、仲道遺跡からは、多数の石棒が出土し、仲道遺跡の石棒は一部が焼け、焼け土を伴う土坑から出土しました。お祭りの際に火を焚いていたことが推察されます。

また、皆葉の皆葉遺跡出土の舟形土製品も、特殊な場面で用いられたのでしよう。

縄文から弥生へ

下妻市域からは多数の縄文遺跡が確認されています。とくに中期から後期にかけての遺跡が多く、大規模な集落が展開していたことが推察されます。しかし、晩期には集落遺跡が激減し、数遺跡のみとなります。そして弥生時代に入ると、人々が生活した痕跡は皆無に近くなってしまいました。

縄文時代晩期の遺跡としては本田屋敷や皆葉遺跡など数遺跡から縄文晩期の土器片が数十点出土しています。

一方、弥生時代初頭の資料としては小貝川川底遺跡から発見された浅鉢形土器の破片が唯一の資料で、弥生土器と違うものの、東北地方の縄文土器の影響を色濃く残す資料です。

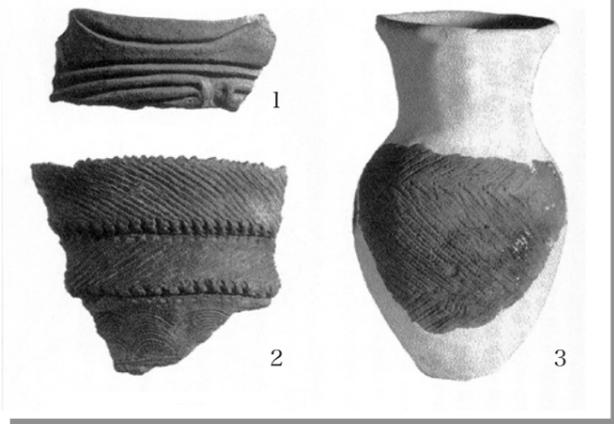
弥生時代の集落

弥生時代の年代は、一般的に紀元前三〇〇年から紀元三

〇〇年までで、この六〇〇年間を前期・中期・後期の3期に区分します。

さて、下妻市域に弥生時代の遺跡が確認されるようになるのは、中期末葉を待たねばなりません。小島の溜井遺跡からは十数余りの弥生土器片が見つかっています。遺跡数が増加するのは後期に入ってからですが、それでも市内全域で十数遺跡を数えるのみで、採取された弥生土器も少なく、大規模な集落遺跡が存在していた可能性は低いようです。

このような市内の弥生時代遺跡の傾向は、茨城県西部における傾向と同様です。この地に人々の暮らしが活発化するのには、古墳時代に入ってからのことなのです。



市内出土の弥生土器 (1.前期初頭 2.3.後期)

縄目のついた弥生土器

茨城県を含む北関東の弥生土器には縄目がついている弥生時代後期の破片にも縄文がついています。しかし煮炊き用の甕、貯蔵用の壺、供物をのせる高坏などが作られるようになり、農耕社会を反映した器種組成となります。

(生涯学習課文化係)

ふるさと博物館収蔵資料紹介 ④ 三道地模型

本資料は、「天狗党下妻夜襲絵図(つくば市教育委員会蔵)」や聞き取り調査の結果をもとに、100分の1のスケールで江戸末期から明治初期にかけての三道地(下妻丁)の姿を再現(推定)した模型です。三道地は、天正19年(1591)にはその存在を確認することができ、明治時代には下妻町役場や下妻警察署が置かれ、下妻町の官庁街を形成しました。大正期に撮影された写真にも軒を連ねる商店の様子が見てとれます。その後時代は、昭和、平成と変わりますが、現在まで連続と賑わいをみせる下妻有数の商業地です。

模型では、江戸時代、三道地町年寄善右衛門の屋敷や現在とは別の場所に移ってしまつた神社などを再現しています。是非、本資料を展示ケース越しにご覧ください。あたかも御自身が100年以上前の三道地を歩いている感覚になるはずです。身近な博物館で、江戸末期から明治初期へのタイムスリップを体感してみませんか。



口頭詩

子どもの純粋な心のつぶやき



おつきさま

生井 蓮

4歳10か月(もみの木保育園)

おつきさまにうさぎさん
いるんだよね
あかるいときはうさぎさん
どこにいったらね
おひさまのどこに
おかいものにいったらね
きこ

【解説】保育園のお迎えの帰りに、ママの車の中からお月さまを見上げて言っていました。

お月さまは夜しか出てこないから明るい時はうさぎさん見えないかもね。と話したら、こんなふうに言っていました。採集 母 生井 啓子
わらべうた・あそびランド
くさぶえ28集より

市民文芸

俳句

果実酒の色ふかみゆく夜の秋 渡辺 恵美 (下妻丁)
小夜更けし祭囃子の遠さかな 平田 一元 (下妻丁)
老二人はげまし合へる残暑かな 小竹 善文 (五箇)

短歌

ゆるやかに湯呑みに開くさくら茶を身じろぎもせず眺める朝 磯山 とぎ (大木)
いくたびも電話に孫の名を語る友の幸せわれもうれしむ 谷田部くら (赤須)
金柑の根元に群れ生ふほたるぶくろ紫の花に蛇の入りゆく 横倉 愛子 (小島)
誕生日覚えてくれし最愛の友の絵手紙山百合句ふ 飯村八重子 (半谷)
何事もなく日の暮れて庭先の白き木槿に雨は降りつく 伊東 豊乃 (加養)
八月の台風一過その夜半に吾が庭照らす十六夜の月 稲葉 節子 (加養)
車椅子ならべて集ふ丸き顔青葉の風は楚々と吹きゆく 浅野 悦子 (鎌庭)
歌思いあぐねる吾と野球見る夫と無言の夏の夜を居る 飯泉 淑子 (原)
百合の花黄色桃色鮮やかに梅雨空のもとかすかに香りて 小倉 房子 (宗道)



健康一言

乳がん検診を受けましょう

乳がんは日本で40〜50歳代の若い世代に多く発生しています。乳房にある乳腺に発生する悪性腫瘍ですが、近年は欧米に限らず、日本でも増えていきます。30人に1人以上がかかる病気といわれています。しかし唯一自己検診できるがんで、ごく早期に発見できれば生存率は95%と高率です。そのため、定期的な検診と毎月の自己検診が大切です。

【検診の内容】

○マンモグラフィ

早期乳がんの発見に威力を発揮する乳房専用のレントゲンで乳房を挟みながら圧迫して撮影します。ちいさなしこりやしこりになる前のごく小さな乳がんを発見します。

○超音波検査

若い人の判断に役立つ超音波検査は、乳房に超音波をあてて病巣を発見します。乳腺の発達している若い人に向いています。

【自己検診をやってみよう】

毎月1回、自分で見たり、触ったりして異常がないかチェックしましょう。生理が終わってから1週間後ぐらいに、閉経後の方は毎月、日を決めて行いましょう。

河川（砂沼を含む）の水質検査結果を公表します

市では生活環境を守るため毎年、年間計画により河川水、事業所排水、下水路排水等の水質検査を毎月実施しています。今回、水質の汚濁状況を把握するため、小貝川、鬼怒川、糸繰川、砂沼の水質検査をした結果を公表します。結果は、小貝川と鬼怒川においてDOが環境基準を満たさない場所がありました。また、砂沼のPHが環境基準をやや超えていましたが、夏場でもあり水中の藻の影響が考えられます。

■鬼怒川

【採取日】8月24日

検査項目	採取場所		駒城橋 (尻手)	長塚橋	大形橋 (鎌庭)
	環境基準				
P H	6.5~8.5		7.6	7.5	7.5
B O D	2以下		1.0	1.2	1.1
S S	25以下		13	11	10
D O	7.5以上		7.5	7.2	6.6

■小貝川

【採取日】8月24日

検査項目	採取場所		小貝橋 (貝越)	祝橋 (比毛)	豊原橋 (柳原)	愛国橋 (大園木)
	環境基準					
P H	6.5~8.5		7.4	7.4	7.4	7.4
B O D	2以下		1.0	0.9	1.0	1.0
S S	25以下		23	22	20	22
D O	7.5以上		7.6	7.3	7.2	6.8

■糸繰川

【採取日】8月3日

検査項目	採取場所		大神橋 (神明)	宝橋 (平沼)	平橋 (平沼)	昭和橋 (田町)	江尻橋 (堀籠)	寿久橋 (比毛)
	環境基準							
P H	6.5~8.5		7.5	7.6	7.5	7.5	7.5	7.6
B O D	5以下		0.8	1.7	1.3	1.9	1.6	1.8
S S	50以下		17	18	18	19	22	16

■砂沼

【採取日】8月24日

検査項目	採取場所		越戸の 流入口	長塚水門 の流出口
	環境基準			
P H	6.5~8.5		7.8	9.4
B O D	5以下		1.1	2.8
S S	50以下		15	15
D O	2以上		8.7	11.5

※単位はPH以外はmg/l（1mgは100万分の1）
 ※小貝川、鬼怒川と糸繰川は茨城県告示において、利水目的により異なる基準が設定されています。
 ※砂沼は環境基準が無いため、河川の利用目的が農業用水分の基準を適用しました。

用語解説

環境基準 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めたもので基準値は行政上の目標。
PH（水素イオン濃度） 0から14までの数値で示され、7が中性、数値が小さくなるほど酸性が強く、反対に大きくなるとアルカリ性が強いものとなる。
BOD（生物化学的酸素要求量） 水中の有機物が微生物により、分解されるときに消費される酸素の量で、数値が大きいと汚濁が進んでいることを示す。
SS（浮遊物質） 粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質を指し、水の濁りの原因となる。
DO（溶存酸素量） 水中に溶け込んでいる酸素の量のことで、数値が大きいほど魚介類のためにも、水質が良いことになる。

- ①みてチェックする
鏡の前で腕を高く上げ、ひきつれや、乳房や乳頭の左右差がないかみてみましょう。また、乳頭をつまんで分泌物が出ないか確認しましょう。
- ②触ってチェックする
指でつままず、指の腹を小さく動かして、わきの下から乳房全体、乳頭までの広範囲にわたり滑らせます。そして、しこりはないか、わきの下にぐりぐりした物がないかみてみましょう。
 自己検診にて何か異常を感じたら、乳腺専門外来または外科系の医療機関に早めに受診しましょう。
 ※ただいま、保健センターでは乳がんの集団検診の申込みを受け付けています。対象年齢や日程、内容など、詳しくは「下妻市保健センター予定表」やホームページ、または保健センターまでお問い合わせください。
 ※乳がんの集団検診とは別に乳がん・子宮がんの医療機関検診もあります。集団検診が今回対象でなかった方、日程等が合わなかった方はこちらをお勧めします。
 ※日々忙しく、また家族の健康に気遣うお母さん。自分のこともお大事に。ぜひご利用ください。

消費生活情報

相談室の窓から

相談事例

ホームヘルパーをしています。担当している一人暮らしのお年寄り宅で、新聞の購読契約をしないのに勝手に配達され困っています。契約書を確認すると1年前の日付で本人の筆跡ではなく押印もありません。本人に代わり、「新聞を配達しないように」と伝えると、「サービス品を渡してあるので、配達を止めない」との対応でした。本人は、「サービス品を受け取っていない」と言っています。どうにかできないでしょうか。

相談結果

センターから販売店に事情を説明しました。店側は、「購読契約をしている」と主張したが、翌日から配達は止まりました。その後しばらく様子を見たが配達をされることはありませんでした。相談者を通して「配達された新聞の代金は支払わないように」と本人に伝えました。

ポイント

契約は口頭でも成立しますが、契

約書はその証拠になります。自筆の署名がなければ、契約が両者の合意に基いて締結されたとは言いがたいです。自筆の契約書があれば合意していると考えられます。契約書に署名するときは慎重にしましょう。

消費生活に関するお問い合わせは：

- 消費生活センター 筑西分室
☎24・2211 内線218
- 商工観光課 商工係（千代川庁舎）
☎43・2111

教育委員に柴崎清一さんが任命されました



第3回市議会定例会において、柴崎清一さん（柳原）が教育委員会委員に任命（新任）されました。任期は、平成18年10月2日から平成22年10月1日までの4年間です。
 柴崎さんは、長年にわたり青少年相談員や社会教育委員を歴任され、豊富な経験と識見で、下妻市の教育の振興、文化の向上のために、今後の活躍が期待されます。

わがやのにんぎもの

*このコーナーに掲載をご希望の方は、
秘書課広報広聴係（内線 1212）にご連絡ください。



みずほ
中島瑞望ちゃん(鯨)
～貫一・まゆ美さんの次男～

大好きなひいおばあちゃんと毎日一緒にボールでポンポン。歩くの上手、歩行器でス～イスイ。お兄ちゃんと仲良く元気に育ってね。



るい
山本琉生ちゃん(下妻丙)
～悟・舞衣子さんの長男～

お話が大好きなルイくん。いつも一日あった出来事を話してくれます。おかげで山本家はいつもにぎやかで楽しい毎日です。これからも色々なことにチャレンジしていこうね。



そらね
渡邊空音ちゃん(中郷)
～賢・佳代さんの長女～

最近、ハイハイや立って歩くことを覚え、行動範囲が広がったね。空音ちゃんの笑顔は家族みんなを和ませてくれるよ。パパとママの大切な宝物です。これからの成長が楽しみ。優しい子になってね。

さわやかワレ-

～わたしからあなたへ～

VOL. 10

前月登場の諏訪玲子さんからの紹介



前列中央が早川さん

小さなふれあいを求めて
“夢はたこ焼き屋さん”

早川光子さん(下妻戊)

私は、現在デザイナーサービスでヘルパーをしています。3年目になり仕事にも慣れてきました。最近腰、膝の痛みなどを感じるようになり、運動のため以前から興味のあった踊りを習い始めました。それからデザイナーサービスでのレクリエーションにも役立つと思いい、マジック教室とカラオケ教室にも通っています。踊りでは、7月に伊勢神宮の能

舞台で舞を奉納しカラオケでは来年6月に発表会をする予定です。これらの経験をいかしこれから先計画している夢があります。それは、誰でも気兼ねなく立ち寄れる温かみのあるたこ焼き屋さんを作ることです。夢が実現するまで健康で今の生きがいを大切に一日一日がんばりたいと思います。

広報しもつま平成18年10月号

発行/下妻市総務部秘書課(〒304-8501 茨城県下妻市本城町2丁目22番地) TEL0296-43-2111

Eメール info@city.shimotsuma.lg.jp

下妻市ホームページ www.city.shimotsuma.lg.jp

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています